

長崎駅東西軸イルミネーション企画運営等業務に係る説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

長崎駅東西軸イルミネーション企画運営等業務

(2) 業務内容

長崎駅東西軸イルミネーション企画運営等業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 1 月 29 日まで

(4) 履行場所

指定場所

(5) 予算額

5,000,000 円（消費税相当額を含む。）

(6) 成果品

提出する成果品は、原則として日本産業規格 A 4 版（やむを得ない場合は A 3 版も可とする。）、文字サイズは全て 10 ポイント以上とし、PDF を作成する。市が指定する媒体に格納し提出すること。

なお、報告書等の様式の詳細は、受託者との協議により別途定めるものとする。

番号	書類名	提出部数	提出期限
1	業務報告書	1 式	令和 9 年 1 月 29 日
2	実績報告書	1 式	
2	その他本業務において作成した資料等	1 式	

(7) その他

ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

エ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

オ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成 13 年長崎市条例第 28 号）に基づき、開示することがある。

カ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。

キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

（ア）提案資格を満たさないこととなった場合

（イ）参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

ク 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。

ケ 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を

維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

- コ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を 4(3) の場所に届け出なければならない。

2 提案資格

提案者が満たすべき要件（以下「提案資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「行事の企画・運営・設営」の業種で登録がある者であること。
- (3) (2) の名簿に地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者であること。
- (4) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (7) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないこと。
- (8) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

3 スケジュール（予定）

内容	期限等
公告日	令和8年8月10日（月）
説明書その他資料配布期間	令和8年8月10日（月）から 令和8年9月18日（金）午後5時30分まで
説明書等に対する質問提出期間	令和8年8月10日（月）から 令和8年8月21日（金）午後5時30分まで（必着）
質問に対する回答期限	令和8年8月26日（水）まで ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものは適宜回答します。
参加表明の手続き期限	令和8年8月19日（水）午後5時30分まで（必着）
提案書提出要請日	令和8年8月21日（金）（予定）
提案書提出期限	令和8年9月24日（木）午後5時30分まで（必着）
ヒアリング実施日	令和8年9月28日（月）（予定）
決定・非決定通知日	令和8年9月30日（水）（予定）
見積書提出期限	令和8年10月7日（水） ※特定者に対して官民連携推進室から連絡します。
契約締結予定日	令和8年10月9日（金）

4 参加表明の手続き

(1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加表明書（第1号様式）
- イ 担当者連絡先（様式ア）
- ウ 業務等実績調書（様式ウ）

令和3年4月から令和8年3月末までに完了した同種業務の受託実績について記載するとともに、当該業務の内容が確認できる書類（契約書、仕様書等の写しなど）を添付すること。

(2) 提出期限

令和8年8月19日（水）午後5時30分必着（提出期限内に下記(3)に到達していること。）

(3) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所 8階
長崎市企画政策部官民連携推進室（電話：095-829-1261）

電子メールアドレス：kanminrenkei@city.nagasaki.lg.jp

(4) 提出方法

電子メールによる。

5 提案資格の確認及び提案書の提出要請

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和8年8月21日（金）

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 受付方法

説明書等に対する質問は、質問書（様式オ）に記載の上、電子メールにより下記(3)に送信すること。
あわせて、その旨を電話により連絡すること。

なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から令和8年9月18日（金）午後5時30分必着

(3) 質問書送付先及び連絡先

長崎市企画政策部官民連携推進室 長崎市役所 8階

電子メールアドレス：kanminrenkei@city.nagasaki.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和8年8月26日（水）までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式ス）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メールで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出

(1) 提案書類

文書番号	書類名	様式	作成要領
1	提案書	第4号様式 及び 任意様式	以下の項目を記載すること。 ・デザインコンセプト ・全体レイアウト図 ・装飾の詳細図 ・電源の配線図 ・現地で施工した際のイメージパース ・実施にあたっての全体スケジュール ・実施手順（フロー） ・管理体制

文書番号	書類名	様式	作成要領
2	組織調書	様式イ	—
3	配置予定者 調書	様式エ	① 担当者ごとに作成すること。 ② 履行実績に記載する業務内容が確認できる書類 (契約書、仕様書等の写しなど)を添付すること。
4	参考見積書	任意様式	① 予算額(5,000,000円を超える場合は、審査の対象としない)。 ② 人件費、物件費、その他経費毎に明細を記載すること。 ③ 値引き、マイナス計上をしないこと。

(2) 参考見積の提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積を提出すること。

ただし、その取扱いは、契約金額積算の際の参考及び受託候補者特定のための基準(下記10に記載)の一部として用いることとする。

(3) 書類作成上の注意事項

用紙サイズは原則として日本工業規格A4版とし、文字サイズは全て10ポイント以上とする。

ただし、やむを得ない場合はA3版も可とする。なお、提案にあたっては別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

(4) 提出

全てデータによる提出とし、会社名あり、会社名なしのものをそれぞれ一式用意すること。

会社名なしのものについては、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容は記載しないこと。

(5) 提出期限

令和8年9月24日(木)午後5時30分まで【必着】(提出期限内に下記提出先に到達していること。)

(6) 提出先

kanminrenkei@city.nagasaki.lg.jp

ただし、データ容量が5MBを超える場合は、別途アップロード用のURLを発行するため、期限までにアップロードできるよう市へURLの発行依頼を行うこと。

8 ヒアリング

(1) 実施日

令和8年9月28日(月)

(2) 持ち時間

説明(プレゼンテーション)及び質疑応答を実施する。

持ち時間については参加者数に応じて設定することとする。なお、詳細については別途、ヒアリング予定表(様式キ)にて通知する。

(3) 出席者

2人以内とする。

(4) その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、ヒアリングに必要なモニター等は本市で用意す

る。また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

9 受託者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出したすべてのものに対し、令和8年9月30日（水）（予定）に通知する。

10 受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、別添の「評価基準」のとおりとする。

11 契約書の作成の要否

要

12 担当課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所 8階
長崎市企画政策部官民連携推進室（電話：095-829-1261）
電話：095-829-1261 FAX：095-829-1112
E-mail：kanminrenkei@city.nagasaki.lg.jp

13 様式一覧（提案者向け）

様式記号	様式名
第1号様式	公募型プロポーザル参加表明書
第4号様式	提案書
様式ア	担当者連絡先
様式イ	組織調書
様式ウ	業務等実績調書
様式エ	配置予定者調書
様式オ	質問書